

処 分 場 の 維 持 管 理

項 目	内 容	備 考
廃棄物の飛散及び流出防止対策	埋立完了区域は、山土により逐次覆土（約50cm）を行うとともに、未覆土部には必要に応じ散水を行う。なお、処分場の周囲には、護岸を設置するので廃棄物の処分場外への流出は考えられない。	
悪 臭 防 止 対 策	埋立処分する石炭灰及び汚泥には、その成分、性状から、これらの要因となることは考えられないので、対策は実施しない。	
火 災 防 止 対 策		
ねずみ、害虫等発生防止対策		
立 入 防 止 対 策	処分場の周囲に、護岸を設置し、高さ1.0m以上の擁壁（土留壁）を設置する。	
立 札 の 管 理	処分場の入口（3箇所）の見やすい個所に立札を設置し、基準に基づき維持管理する。	
護 岸 ， し ゃ 水 工 の 管 理	護岸，しゃ水工は、地上に現われている部分について定期的に目視点検を実施する。	
地 下 水 検 査 等	処分場周辺の地下水水質及び処分場前面海域の水質について定期的に検査する。	
浸出液（余水）処理設備	余水汚濁防止施設を定期的に点検するとともに、放流水の水質を定期的に検査する。	
開 渠 の 管 理	処分場の周囲に設けられた開渠は、堆積した土砂の速やかな除去等により機能を維持する。	
開 口 部 の 閉 鎖	埋立処分終了後、その表面を山土により覆土（約50cm）し、開口部を閉鎖する。	
記 録	処分場の維持管理に当たって行った点検，検査等の措置の記録を作成し、廃止まで保存する。	
処 分 場 の 閉 鎖	石炭灰の埋立完了後も、必要な期間余水ポンプ槽を残して、水位及び水質の監視を行い、将来にわたって措置を講ずる必要がない状態であることを確認した後、処分場を閉鎖する。	